

資料分析：小学校5、6年「法やきまりを守って」

この表現に間違いはないが、「一方的に自分の権利ばかり主張して義務を果たさなかったり」という表現や「権利と義務の天秤」の絵が挿入されている。これでは、「私たちの権利（基本的人権）は、義務を果たしてはじめて尊重されるものだ。」と児童は誤解してしまう。

権利とは、義務とは何だろう

私たちは、一人一人が権利をもち、義務を果たしながら社会の中で共に生活しています。

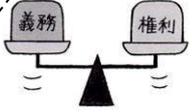
権利

ある物事を、自分の意思によつて自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格や能力。

義務

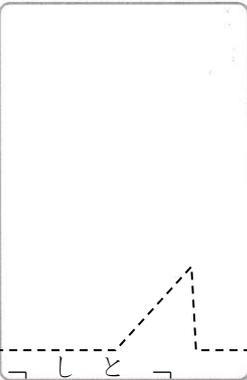
人がそれぞれの立場に応じてしなければならないこと。

だれかが「一方的に自分の権利ばかりを主張して義務を果たさなかったり、一方的に義務だけを押し付けられたりするよう」なことがあったら、どうなるでしょうか。私たちの生活や社会はうまくいくでしょうか。



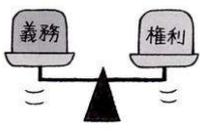
「義務」はあくまで、「権利」を最大限に保障するためのもの。この表現では、「生まれながらに持つ自由と平等の権利」を「義務を果たした上で主張できる権利」であると児童は誤解してしまう。

●権利や義務について、学んだことや考えたことをまとめてみましょう。



私たちはだれでもより良い社会に生きる権利がある。より良い社会をつくる義務がある。

「日常的な権利・義務」と「基本的人権」は区別すべきだ。



権利

- 国民が選挙権を行使する権利(選挙権)
- 国民が文芸や学術、宗教、経済活動の自由を行使する権利(表現の自由)

義務

- 国民が納税をしなければならない義務(納税)
- 国民が労働に従事しなければならない義務(労働)

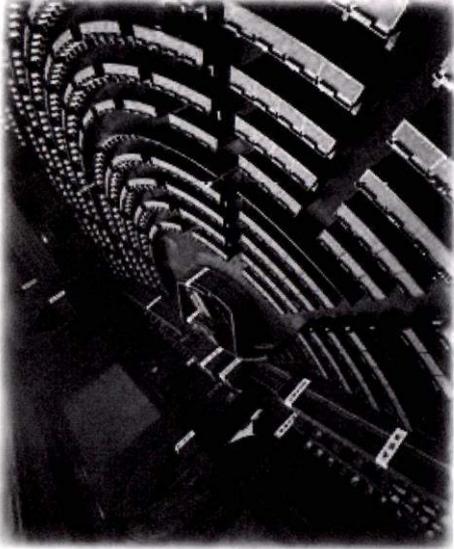
日本国憲法が定める国民の権利と義務
日本国憲法では、一人一人として当然もつている権利で、生まれながらに持っている権利と、国民が果たさなければならない義務について定めています。また、同時に、国民が果たさなければならない義務についても定めています。

予想される児童の感想としては、

「いつもお母さんから『えらそうなことばかり言ってるけど、やることをちゃんとやっから、言いいなさい。』と言われます。それは義務をしっかりと果たしてからでないと権利は主張できないからです。」
「権利ばかり主張するのは、わがままです。みんなのためにやるべきことはやる、そんな大人になりたいです。」
「これではだめだ。」

これらのページ全体のイメージから、児童は間違っていた認識を持ってしまふ。つまり、義務と権利は対等なもの、あるいは義務は権利に優先されるものなど勘違いしてしまう。そうした先入観で、読み物資料を読むことになっては大変だ。基本的人権に対する正しい認識を示したうえで、授業展開したい。





「これが衆議院議場なのか。」
健一は、テレビで見た衆議院議場を
目の当たりにして圧倒されました。
「ここで、たくさんの法律が決められ
ます。」
案内の人が説明してくれました。
(ここで国の法律を決める。ぼくら
は校庭遊びのきまりも守れないの
に……。)

衆議院議場
衆議院の本会議場となる
審判員 国会議事堂の中にある

発端は、明と鉄男がゲームの販売日
に、校庭遊びのきまりを破ったことで
した。高学年が遊べる時間は、低学年、
中学年の後だったのに、ゲームの販売
時刻までに帰りたかった明と鉄男は、
低学年の時間にサッカーをした後、

この「冷やかす」という表現で、児童は、「鉄男は、『悪い子』『いやな子』だなあ！」
というイメージを持つてしまう。だから鉄男の正しい表現である「遊ぶ権利は主張しな
くちやね」というセリフが、ネガティブな印象を残す結果となってしまう。

ボールを出しっ放しにして帰ったのです。

翌朝、健一が、明と鉄男に言いました。

「自分たちで決めたきまりを破るなんて、駄目だよ。」

すると、鉄男が冷やかすように言いました。

「はいはい、健一君の言う通り。でもさ、自分の遊ぶ権利は主張しなくちやね。」

(それって、権利って言うのかなあ。)

健一が迷っていると、すかさず、

「そうそう、ぼくの遊ぶ権利や買う権利をうばわないでほしいね。」

と、明が言うのでした。

悪いことに、次の日には、他のクラスからも勝手な行動をする人が出ました。

「今日は習い事があるから低・中学年の時間に遊ぼう。」とか、「楽しみなテレビ番組に合わせて時間を決めよう。」などの理由できまりを破るようになったのです。

そして、とうとう鉄男のけたボールが一年生に当たってしまい、放課後の校庭遊びは休止
になってしまったのでした。



このセリフで、「遊ぶ権利」
(子どもの権利条約第31
条、参照)を否定的に印象づ
けようとしている。主人公は
児童が感情移入しやすい客
体であるから、授業において
「健一の迷い」＝「遊ぶ権利
の否定」とならないように配
慮したい。

法やきまりを守って

この翌週に、社会科見学で国会議事堂を見学することになったのです。

「さて、ここが参議院議場になります。わが国の国会では、大切な取り決めをより慎重に行う
ことができるように、先ほどの衆議院と参議院の二つの議院から成り立っています。」

案内の人の話を聞きながら、健一たちは改めてきまりについて考えてみました。

〔国会議員の人たちは、大事なことを衆議院、参議院の二か所で順番によく話し合ってから決めている。議員の人たちは、様々なことを調べ、考えて、国のきまりを作っているんだ。〕
すると、鉄男が言いました。

〔校庭遊びのきまりだって、確か学級で話し合ってから、代表委員会に提出して決まったんだよね。〕

〔そうだよ、ぼくは代表委員として校庭遊びのことを提案したんだ。全学年で校庭を使うには、せまくて危ないのよ、高学年が後の時間帯にしたらどうかって。スケールはちがうけど、自分たちもみんなが安全で楽しく過ごせるようにって、学校全体のことを考えて……。〕

健一は、このきまりを提案したきっかけをふり返ります。

〔ぼくたちは何か大切なことを忘れていたのではないかな。〕

健一の心に疑問がわいてきました。

しばらくして、鉄男がつぶやきました。

〔遊びたいときに遊んで得した気分だったけど、結局は一生が安全に遊ぶ権利をうばってしまった。〕

それまでだまっていた明も、

〔時間を守るという義務を果たさなかったこと、今は後悔している。〕

と、つぶやきました。

〔きまりを軽く考えて、自分だけはいいかなんて……勝手だった。〕

鉄男はしきりに反省しています。



校庭で遊ぶための「権利」は、時間を守るという「義務」に支えられて成立しているという**間違った内容**である。P. 124の天秤の図が先入観となって、間違った考えに気づかない児童が多いのではないかな。
「軽く考えていた」のは、きまりだけじゃなくて、「遊ぶ権利」そのものも「軽く考えていた」という**点**も児童に指摘したい。

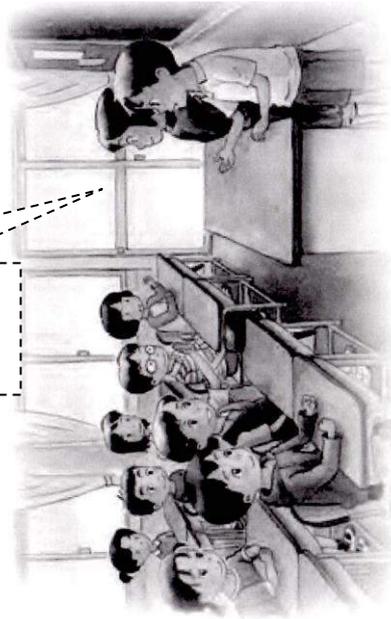
〔きまりって何のためにあるのかな。〕
健一はもう一度みんなできまりについて話し合ってみたいと思いました。

国会議事堂見学から帰った翌日、学級で改めて「きまりは何のためにあるのか」を話し合うことになりました。

大切な権利を守るために

話し合いたいと思います。

このセリフを入れるべし。



授業展開：「きまりは何のために」

【 導入 】

資料 「新聞記事」を提示する。

大分市立中学校の教諭が、夏休みの宿題を提出しなかった3年男子生徒を約40日間にわたり、廊下で授業を受けさせていたことが分かった。市教育委員会は「生徒の学習を阻害していた」として、処分などを検討している。

市教委によると、生徒は始業式のあった9月3日に宿題の一部を提出しなかった。教諭は他の未提出の生徒とともに、放課後に居残りをさせて約1週間指導したが、生徒は最後まで提出しなかった。

このため、同10日から、廊下に机と椅子を置き、開いた窓から教室をのぞくように授業を受けさせた。



宿題未提出の生徒、
40日廊下で授業受けさせる
(2012年10月25日 読売新聞)

発問1 これは、2年前に実際にあったことです。宿題を出さない子に対して、教室で授業を受けさせなかったということです。この記事を読んでどう思いましたか。

予想される反応

「宿題を忘れたんだから、仕方ないんじゃないの。」「宿題忘れたぐらいで授業を受けさせないのは、やり過ぎだよ。」「忘れた子が悪いと思うけど、授業を受ける権利はあると思うわ。」などいろいろと意見が出ると思うが、最終的には宿題をすることと授業を受けることを分けて考えるようになるにちがいない。

参考までに 資料の新聞記事を読んだ人（ツイッター）が、投稿した声。

(埼玉県)：2012/10/26(金)

ていうか、一週間も猶予期間与えて頑なに宿題やらない餓鬼が悪いんじゃないの？
体罰禁止すりゃこのザマだし日本おかしいわ。

(九州地方)：2012/10/26(金)

与えられた課題もできない奴に優しくするメリットなくね？

(千葉県)：2012/10/26(金)

憲法18条に書いてある。何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。この子にとっては苦厄だったんだろう。

(福岡県)：2012/10/26(金)

これはガキが悪いだろ どう考えても (北海道)：2012/10/26(金)

夏休みの宿題くらいやれよ。権利だけ主張すんなガキ。

(愛知県)：2012/10/26(金)

つってもこれは教師が馬鹿だろ 40日とか長すぎ

(熊本県)：2012/10/26(金)

宿題やらない子供が悪いが指導の仕方がおかしい

(東京都)：2012/10/26(金)

やってこないのは100%悪い。それは誰も文句言わない。ただ、40日間というのは異常という言葉しか浮かばない。狂気だ。

教師の説明 教育を受ける権利は、簡単には奪われてはいけませんよね。権利というのは、最大限に尊重されるべきです。

ただ、この新聞記事を見た人の中には「宿題やってこない子に授業を受ける資格なし」などと体罰に賛成する人もいます。勿論、「宿題をすべきという義務と授業を受けるという権利は別ものです。」として体罰に反対している人もいます。

ところで「やることもやらないで、言うことだけは、しっかり言う。なんて自分勝手な人なんですよ！」そんな言い方をする人、いるよね。また「責任や義務をしっかり果たさない人は、少なくとも権利を主張する資格は、ない。」そんな発言を聞いたこともあるかと思います。

でも、**義務を果たさなければ権利を主張できないんでしょうか。・・・人の権利って、責任や義務を果たさないと主張できないような、そんなちっぽけなものなんだろうか。**

「人は生まれながらにして自由であり平等である。」ってことも聞いたこと、あるよね。つまり、君らは、生まれた瞬間に、義務とは関係なしに、基本的人権をしっかりと持っているんだということなんです。

そこで今日は、「権利と義務」このことを勉強したいと思います。

【 展開 】

法やきまりを守って

補助発問 1 「健一が迷っている」とありますが、健一は何を迷っていたのでしょうか。



「鉄男が冷やかすように」や「それって権利って言うのかなあ」という文言があるので、児童は権利を主張することをネガティブにとらえてしまう危険性がある。だから、この質問で「きまりと権利」について考えさせたい。

予想される反応 「権利ばかり主張していいのか。」「だからといって、権利が奪われるのは変だ。」「遊ぶ権利って、あるの？」など多様な考え方が出てくるに違いない。

教師の説明 子どもの権利条約第 31 条

で「遊ぶ権利」は保障されています。資料の中の表現が「遊ぶ権利」に否定的な印象を与えるようなものになっていますが、「遊ぶ権利」は大切な権利です。だから、健一は、「きまりを破るなんて、駄目だ。」という自分の主張と「権利の主張は大切」という鉄男の主張との狭間で迷っているんだよね。つまり、「きまりを守るという義務」と「自由に遊ぶという権利」、どちらが優先されるのかと迷っているんじゃないかと思うんだけど、どうだろうか。

補助発問 2 学校が放課後の校庭遊びを休止したことに對して、あなたは、賛成ですか、反対ですか、その理由も説明してください。



校庭の使い方のきまりを決めたのは自分たちなのに、休止の判断は学校がおこなったことに注目させたい。自分たちが決めたまきり（遊ぶ権利を保障しよう）が、他の人（遊ぶ権利の主体ではない学校）によって校庭遊びが休止（遊ぶ権利の剥奪）となってしまったことを押さえたい。学校は、校庭の管理者であり、児童の安全配慮の義務のためにとった処置ではあるが、このことで子どもの権利が制限（剥奪）されてしまったことを指摘したい。賛成であれ反対であれ、基本的人権を尊重する姿勢に触れたい。

ボールを出しっ放しにして帰ったのです。翌朝、健一が、明と鉄男に言いました。「自分たちで決めたまきりを破るなんて、駄目だよ。」すると、鉄男が冷やかすように言いました。「はいはい、健一君の言う通り。でもさ、自分の遊ぶ権利は主張しなくちゃね。」「それって、権利って言うのかなあ。」「そうそう、ぼくの遊ぶ権利や買う権利をうばわないでほしいね。」と、明が言うのです。悪いことに、次の日には、他のクラスからも勝手な行動をする人が出ました。「今日は習い事があるから低・中学年の時間に遊ぼう。」とか、「楽しみにテレビ番組に合わせて時間を決めよう。」などの理由できまりを破るようになってしまいました。そして、どうとう鉄男のけたボールが一年生に当たってしまいました。放課後の校庭遊びは休止になってしまったのです。

この翌週に、社会科見学で国会議事堂を見学することになったのです。「さて、ここが参議院議場になります。わが国の国会では、大切な取り決めをより慎重に行うことができるように、先ほどの衆議院と参議院の二つの議院から成り立っています。」案内の人の話を聞きながら、健一たちは改めてきまりについて考えてみました。

予想される反応 「仕方がないよ。」「残念だ。」「せっかく自分たちで決めたきまりなのに自分たちで壊してしまうとは情けない。」など、義務を果たさないと権利は奪われてしまうものだとの意見が多いにちがいない。

教師の説明 きまりをしっかり守っている子どももいる。そうした子は、どう思っているんだろうね。仕方がないとあきらめているんだろうか。低学年の子も遊べなくなったよね。ボールがあたった子にいたっては、痛いし遊べなくなったし、泣きっ面に蜂だね。そう思わないかい？

校庭遊びのきまりを自分たちで決めようとしたのは、「子どもの意見表明権」として尊重されているものです。「子どもの権利条約」に掲載されています。一度、読んでみると良いね。

きまりを破った時のことも、みんなで決めておくと良かったと先生は思っています。そうしていたなら、**一部の人がきまりを守らないことで、全員の遊ぶ権利が奪われてしまう**という理不尽な結果になってしまうこともなかったんじゃないだろうか。

補助発問 3 校庭遊びのきまりをつくった理由は何でしたか。



予想される反応 「低学年が遊べるようにだろ?」「自分たちも、すっきりとした気持ちで遊ぶためだろうな。」「怪我をしないように、そうしたんじゃないの。」「じゃ、鉄男がけたボールが1年生にあたったんだから、こりゃダメだな。」など健一たちが自分たちで工夫したことを思い出すだろうが、そのきまりが遊ぶ権利を守るためという考えに至るかどうかは疑わしい。

教師の説明 君たちには、遊ぶ権利があります。それは正しい校庭の使い方をしたから与えられた権利ではありません。もともと、権利は、誰かから与えられるものではありません。生まれながらにして当然持っているものです。それが基本的な人権というものです。そしてそれは、憲法によって、しっかり保障されています。

その権利を守るために、きまりをつくったんですね。

きまりを守るために、権利を制限するようでは、本末転倒ですよ。 (小学生には「逆ですね」の表現の方がいいのかな?)

自分たちの遊ぶ権利を最大限に保障するためには、少しの我慢が必要となる場合がある、それがきまりであり、公共の福祉という考え方であることを押さえてほしい。 (公共の福祉) は小学校で出てくる? 少しの我慢というのは、あくまで遊ぶという「権利」を最大限に保障するためであることも押さえておきたい。

それぞれの権利を尊重するために、きまりをつくらうとしたこと。そのためにつくったきまり（時間を守るという義務）は、その権利を守るために考え出されたことであるということを、しっかり押さえないと、少くとも、時間を守るという義務が果たされなければ、遊ぶという権利を主張できないといった間違った考えは質したい。少なくとも、時間をこのことをここで押さえていけば、最後の場面（学級の話し合い）で「全学年がいつべんに遊べる校庭をつくらう（要求しよう）」という意見も出てくるかもしれない。

（国会議員の人たちは、大事なことを衆議院、参議院の二か所で順番によく話し合って決めている。議員の人たちは、様々なことを調べ、考えて、国のきまりを作っているんだ。）

すると、鉄男が言いました。「校庭遊びのきまりだって、確か学級で話し合って、代表委員会に提出して決まったんだよね。」

「そうだよ、ぼくは代表委員として校庭遊びのことを提案したんだ。全学年で校庭を使うには、せまくて危ないので、高学年が後の時間帯にしたらどうかって。スケールはちがうけど、自分たちもみんなが安全で楽しく過ごせるようにって、学校全体のことを考えて……。」

健一は、このきまりを提案したきつかけをふり返ります。

（ぼくたちは何か大切なことを忘れていたのではないか。）

健一の心に疑問がわいてきました。

しばらくして、鉄男がつぶやきました。「遊びたいときに遊んで得した気分だったけど、結局は一年生が安全に遊ぶ権利をうばってしまった。」

それまでだまってじっと聞いていた明も、

「時間を守るといふ義務を果たさなかったこと、今は後悔している。」と、つぶやきました。

「きまりを軽く考えて、自分だけはいいかななんて……勝手だった。」鉄男はしきりに反省しています。

中心発問 健一の心にわいた疑問「忘れていた大切なこと」とは、いったい何だと思いませんか。

予想される反応 「約束したことは必ず守る。」「義務を果たさなければ、損をする。」「みんなのために我慢する。」「わがまを言わない」

たぶん、責任や義務をしっかり守ることが大切なことだというような発言が多く出されると思う。この資料の流れから、そんなふうに考えてしまう児童が多いに違いない。だからこそ、権利を尊重することの大切さをしっかり押さえない。



教師の説明 きまりをつくろうとした時の健一たちの思いを思い出してほしい。あくまで、みんなの遊ぶ権利を守ろうとしたものだった。資料では「みんなが安全で楽しく過せるように」って書いてあります。つまり遊ぶ権利を守ろうということです。

そして、「学校全体のことを考えて」とあるのは、「学校の児童一人ひとりの遊ぶ権利を尊重するために」という意味ですよ。けっして、「学校の都合に合わせて」という意味ではありません。ですから、「みんなが安全で楽しく過せるように」校庭をもっと増やそうという要求をすることも可能性としてはありますね。

つまり、「**社会や学校のために自分はどうかあるべきか**」と考えることも大切ですが、**それ以上に大切なのは「自分たちの権利を守るために社会や学校はどうかあるべきか」と考えることだ**と先生は思います。みんなが安全で楽しく過せるようにするためには、①時間を決めて遊ぶというきまりをつくる（読み物資料の内容）、②校庭をもう一つつくることを提案し、遊ぶ環境づくりに取り組ませる、などなどいろいろな知恵の出し方があります。ですから「自分はどうかあるべきか」「社会はどうかあるべきか」という両面からものごとをとらえることが大切であると思いますが、どうでしょう。

鉄男の「きまりを軽く考えていた」というセリフは、「自分はどうかあるべきか」と同時に「きまりは、どうかあるべきか」も考える必要があるね。鉄男は「遊ぶ権利という大切な権利も軽く考えていた」ということも言いたかったんじゃないだろうか。

【 終末 】

資料の最後のページに従って、自分たちでも「きまりって何のためにあるのかな。」と問い直し、実際に話し合ってみよう。

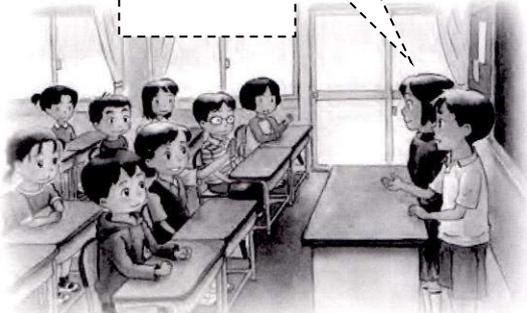
法やきまりを守って

「きまりって何のためにあるのかな。」
健一はもう一度みんなできまりについて話し合ってみようと思いました。

国会議事堂見学から帰った翌日、学級で改めて「きまりは何のためにあるのか」を話し合うことになりました。

大切な権利を守るために
話し合いたいと思います。

実際の話し合いの場面でも、「権利を守る」という視点を大切にしてほしい。きまりが何のためにあるのか、誰のためにあるのかということを考慮し議論してほしい。「**基本的人権を尊重する**」という視点をしっかり押さえた議論でありたい。



① 法やきまりを守り社会で共に生きる

134

人間は誰にでも、自由に幸せを求めて生きる権利がある。
しかし、ときとして、
自分の権利と他人の権利とが対立することがある。

私たちの社会は、
一人一人の支え合いがなければ、成り立たない。
そのため一人一人の権利を保障するとともに、
それぞれが果たすべき義務を明らかにしたり、
対立を未然に防いだり、解決したりする方法として、
法やきまりを生み出してきた。

法やきまりの意義を理解した上で、
互いに権利を尊重し、
安全で安心して暮らせる社会を実現するために、
一人一人が果たすべき役割を考えていきたい。



権利の大切さを認めている記述は評価したい。そして、その大切な権利がときに対立することがある、だからその対立を解消するために、法やきまりがあると点をしっかりと押さえない。

法やきまりについて学んだこと



私たちの社会には、国で作られた法律、都道府県や市町村で作られた条例などがある。また、学校や学級のきまりを守って、学校生活を送っている。法やきまりは守らなければいけないと分かっていても、守れてしまったり、どこか反発したくないなったりすることはなかったらどうか。
● 法やきまりについて学んだことや、生活のいろいろな場面で知ったこと、感じたこと、考えたことを書いてみよう。

何の説明もないまま書かされると「きまりはしっかり守りましょう」という趣旨の内容が多くなるに違いない。
悪法も法なり、あるいは悪法は法ならずという考え方を紹介したい。「間違った法やきまりがあつたら、話し合いによって変えていくことが必要だと思います。」とか「自分たちの権利を不当に侵害するような法やきまりには、従う必要はないと思います。」など多様な考え方を共有しながら授業展開に進みたい。



P・134で権利の大切さを認めているにもかかわらず、ここでは、法やきまりを守るのは当然であるという印象を与える記述となっている。そして、法やきまりを守らないのは「忘れてしまつたり」「反発したくなつたり」といったネガティブな要因であると決めつけている。

だが、他の要因として「悪法は法ならず」という考えのもとで「守らない」あるいは「反発している」例もあることを指摘しておきたい。

135

社会の秩序と規律



一つの精田のボールをめぐって、
 激しくぶつかり合うラグビー。
 みる者はグラウンドで展開される
 迫力と緊迫のゲームに興奮し、感動する。
 激しくボールを奪い合った選手たちが、
 たった一吹きの一瞬で攻防を解き、
 さっと二手に分かれる。
 ルールを守る姿と
 互いを尊敬し合う精神がここにある。

ルールがなければラグビーは単なるボールの奪い合いとなり、
 競技として成り立たないばかりか、
 観戦している私たちに感動を与えないだろう。
 ラグビーでも、バレーボールでも、
 サッカーでも、野球でも、
 これは、スポーツ競技全てに共通する。
 競技の中で、ルールは誰もが守るものと定められ、
 もしこれに反する行為があれば、罰せられる。

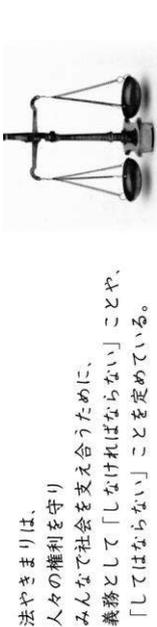
法やきまりの意義

法やきまりを破ったなら、
 罰罰を受けるだけでなく、
 相手に対する償いをする責任を負う
 こと、そのことで自分や周囲の人の
 それまでの生活が失われることもある。
 ●法やきまりを守ることの意義について、
 考えたり話し合ったりしたことを書いてみよう。

136



法やきまりをスポーツのルールにたとえるのは詭弁である。なぜなら、スポーツのルールは、**限られた空間・限られた時間・限られた人たちの間で定められたものである。**だから「たった一吹きの一瞬で」解くのは「攻防」だけでない。ホイッスルを吹くことで、そのルールの適用をも解くのである。それに対して、この資料は限定された中での絶対的なルールの必要性をアピールしながら、法やきまりにも拡大適用させようとする意図がみえみえである。



法やきまりは、
 人々の権利を守り
 みんなで社会を支え合うために、
 義務として「しなければならない」ことや、
 「してはならない」ことを定めている。

●一人一人が義務を果たさなかったり、自分の権利と他人の権利が衝突したとき、
 きまりがなかったら、どのようなことが起こるだろうか。身近な法やきまりを例に考えてみよう。

より良い社会を目指して

私たちの先人は、皆が快適に暮らせるための方法を話し合い、合意し、法やきまりとして定めてきた。そして、それを守ると同時に、時代の変化に応じて、より良いものに変えてきた。
 法やきまりは、私たち自身のものであるという自覚をもち、しっかりと守った上で、より良いものに見直ししていくことも、私たちの大切な役割である。
 ●私たちの身の回りきまりについて、生活の変化に対応するために、見直すべきものがあるかどうかを話し合ってみよう。

大切な考え方だが、
 文言だけでは柔
**い。歴史的事実を補充資料として提示
 しなければ生徒の心に残らない。**
 例えば、フランス革命において、市
 民で10分の1税はしめは教会運営と聖
 職者の生計維持が目的だったが、封建領主が
 徴収するようになったを廃止したことな
 どを指摘したい。
 ただ、「流行と不易」ということに
 もふれ、安易な憲法の改悪につながる
 ことがないように配慮したい。

137



P. 136とP. 137全体のイメージから「義務を果たさなければ、権利を主張できない」と誤解してしまう生徒がいるとすれば、**ここでその間違いを指摘し作業を進めたい。**例えば、フランス人権宣言を取りあげるのも効果的かもしれない。

「駄目だと言ったら駄目だ。」
 「どうしてですか。かわいそうじゃないですか。僕、入れてあげますよ。」
 「お前が言わないのなら俺が言う。そこをどくんだ。」
 立ちはだか山田を押しつけて、佐々木は窓口に向き出した。
 「申し訳ありません。お客様、あいにくだった今、入場券の販売を終了いたしましたので、規則上、お入れするわけにはまいません。またの御来園をお待ちいたしております。」
 高校生くらいだろうか、流行のファッションに身を包んだ二人組の若い女の子たちは、佐々木の言葉に不慣れな顔をしながらかみひすを返して去って行った。
 この市営の動物園の入園終了時刻は、午後四時。今わずかに数分を回ったところだった。
 「まったく、佐々木さんは頭が固いんだから、二、三分過ぎたからってどうしたって言うんですよ。今日はまだ随分客が入っているんですよ。」
 「お前がかわいそうだと思う気持ちは分かる。しかしまあ待て、俺の話聞いてくれないか。」
 そう言うと佐々木は、何かを思い出すかのように、ゆっくりと話し始めた。

ちむちむ
お前がかわいそう、お前が



「何かが前、今お前がやっている入園係の仕事をしてた元さんって人がいたんだ。元さんは、定年までの数十年をこの動物園で働いていたんだ。その働きぶりは誰もが感心するものだった。ところが定年間に奥さんを亡くしてしまつて子供がいなかったものだから、話相手も身寄りもなかった。」

元さんの家庭事情は必要だろうか。授業展開する際は、極めて軽く扱いたい。

その姿態ぶりは、見ていると気の毒なくらいだったよ。「このまま職場を去つたら、何を楽しみに生きていこうかねえ。」元さんのいつもの口癖だった。しかし、それまでの勤怠と真面目さをかわれて、退職後も引き続き臨時で働かないかという話がもち上がったんだ。元さんの生きがいが、またできたというわけだ。
 噂が学校が春休みに入った頃だなきつと、毎日終了直前に、決まって女の子が弟の手を引いてやって来たんだ。小学校三年生くらいの子なんだよ。弟の方は、三、四歳といったところかな。いつも入場口の欄の所に身を乗り出して園内をのぞいていたんだ。時々弟を抱っこしてのぞかせてやったりしてね。そんな様子が見えまじくて俺と元さんは顔を見合せて眺めていたよ。
 そんなある日のこと、入園終了時間が過ぎて入り口を閉めようとしていると、いつもの姉が現れた。何だかいつもと様子が違う。
 「おじちゃん、お願いします。」
 「もう終わりだよ。それにここは、小さい子はおうちの人が一緒にないと入れないんだ。」
 「でも……、これでやっと入れると思つたのに……。キリンさんやソウさんに会えると思つたのに……。今日は弟の誕生日だから……。だから見せてやりたかつたのに……。」
 今にも泣き出さんばかりの女の子の手には、しっかりと入園料が纏り締められていた。何が事情があつて、親と一緒に来られないということは察しが付いた。
 「そうか。そんなにキリンやソウに会いたかつたのか。よし、じゃ、おじさんが二人を特別に中に入れてあげよう。その代わり、なるべく早く見て戻るんだよ。もし、出口が分からなくなつたら係の



人を探して、教えてもらいなさい。おじさんはそこで待っているからね。」

入園時間も過ぎている。しかも小学生以下の子供は、保護者同伴でなければならないという園の規則を元さんが知らないはずがない。けれども、何日も二人の様子を見ていた元さんだった。元さんのそのときの判断に俺も異存はなかった。

二人を中に入れた元さんは、雑務を済ませてすぐに出口の方に回った。

「御来園のお客さまに閉園時刻のお知らせをいたします。五時をもちまして当園出口を閉門いたします。本日は、中央動物園に御来園、誠にありがとうございました。またのお越しをお待ち申し上げます。」

閉門十五分前の園内アナウンスだった。列れの曲が流れ、園内の人々は足早に出口へと向かう。出口事務所の前で待っていた元さんは、さつきから何度も自分の腕時計と、歩いてくる人々とに交互に視線を向けていた。

閉門時刻の五時、とうとう人の流れが止まり、もう誰も出てくる気配はない。今にも門は閉鎖されようとしている。それからが大変だった。出口の担当職員に二人の姉妹を入场させたいさつを告げ、各部室の担当係員に内線電話での連絡が行き渡った。園内職員を挙げて一斉に二人の子供の捜索が始まったのだ。

十分、二十分、刻々と時間は経過する。事務所の中、折るような気持で元さんは連絡を待った。「時間もたつただろうが、うつすらと辺りが暮れかかった頃、机の上の電話のベルが鳴った。「見付かったか。」

園内の雑木林の中の小さな池で、遊んでいた二人を発見したとの報告だった。

数日後、事務所へ元さん宛てに一通の手紙が届いた。

その手紙を元さんは、何度も何度も繰り返し読んでいた。そして、俺にも読んで聞かせてくれたんだ。

園内アナウンス



想定される授業展開としては、「折るような」あるいは「何度も何度も」という表現に注目して元さんの気持ちを読み解く流れになると思うが、この単元は「一人ひとりの権利を守ること」と「法やきまりを守ること」との関係性をテーマとしたものである。**元さんの行為の是非が焦点化されるべきではないし、感情論に流されることがあってはならない。**

前略

突然のお手紙で驚かれることと思います。お許しください。私は、先日より動物園でお世話になりました二人の子供の母親でございます。その日は、偶然に大変な出来事をおかしてしまいましたことをご厚意よりお詫言申し上げます。この成り行きの一部始終を知り、私の親としての不甲斐なさを反省させられるばかりです。

実は、主人が今年に入ってから病気で倒れてから、私が働きに出るようになったのです。その間、あの子どもは、いつも私の持ち物を盗みまくっていることが多くなりました。弟の面影をまじりながら持っている幼い顔の姿を想像すると、どんなに大変だったか、感じましたか。今更ながらに胸が痛みます。そんな折りに、子供から聞いたのが動物園の話でした。今更遅れて行っても遅くも言ってもはみもの、仕事の関係上、そんなめどすらはない日々です。

とは中に入りかけたのでしよう。あの運命の日、俺は自分で既にお小遣いで、どうして中に入りて見せてやりたかったのだと思います。

そんな子供の叱責して、中に入れてくたさへ大層かいお気持ちに恥から感謝いたします。自分たちが不届きは、子供はからにも分かっていたようですよ。けれども、あの朝の二人のはしとちうは、成り聞この姿で見たことでもなにか大変な出来事だったのです。

あの子どもを夢を大切に迎えてくたさへ、私たちが勝手にひととりの幸福を奪ってくたさへたまたま大層のこと、一まきされることはなりました。

本当にありがとうございました。

かしこ

五重奏は五重奏

不届きは、単に保護からけを奪うばかりでなく、また、おんちを奪うこと

ところが、喜びもつかの間、元さんは上司から呼び出された。しばらくして、戻ってきた元さんの手には、また一通の手紙が握り締められていた。それは「懲戒処分」の通告だった。

今度の事件が上の方で問題になっていたのだった。元さんは停職処分となった。

それにしても……、俺はどうしても納得がいかない。あんなにあの子たちも母親も喜んでくれたじゃないか。それにこの従業員だって、みんな協力的だった。それなのに何でこんなことになるんだ。

元さんは、一通の手紙を机の上に並べて置いた。そしてそれを見比べながらこう言った。

「佐々木さん、子供たちに何事もなくよかったです。私の無責任な判断で、万が一事故にでもなっていたらと思うと……。この年になって初めて考えさせられることはあります。この二週の手紙のお陰です。また、新たな出発ができそうです。本当にお世話になりました。」

元さんの姿に失望の色はなかった。それどころか、晴れ晴れとした顔で身の回りを片付け始めたのだった。

その日もつて元さんは自ら敷を辞し、この職場を去って行ったんだ。

今日のようなことがあると、元さんのあの日の言葉がよみがえってくるんだよ。

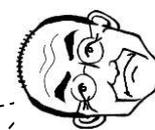
佐々木は、意図して園内を眺めながら最後の言葉をつぶやくように言った。

「御来園のお客さまに閉園時刻のお知らせをいたします。……」

ちょうどそのとき、退園を促す園内アナウンスが流れ始めた。

園児たち
の笑顔は
園長の
心にも
染みわたる

上の方
園長の
顔が
曇る



ここでは、義務は「閉園時間を守る」ことである。また、あえて権利にあたるものをさがすなら、それは「無責任な判断」と表現されるものである。そして、「無責任な判断」として「子どもや母親に喜んでもらえた」行為は、すばらしいとしながらも、万一の事故を想定することにより否定されている。こうした設定をすることで、どんな場合であっても、きまりを守らないことはいけないことだとの印象を与えている。

そういう意味では、「きまりは絶対であり、権利の制限は当然である」という印象しか与えない**設定そのものに悪意を感じる**。

読み物資料全体を通して

P. 137の資料で、法やきまりを「より良いものに見直していくことも、私たちの大切な役割」としているにもかかわらず、この読み物資料は、閉園時間という「見直しの対象」とはなりにくいものを題材としている。実際、閉園時間は絶対であつて、それを守らせるか、あるいは柔軟に対処するかということが焦点化されている。少なくとも「閉園時間を変えるべきか否か」という議論にはならない。だから争点は、きまりに照らし合わせることによつて、子どもの夢を大切にしようとした行為が許されるか否かという点に絞られてしまう。これでは、感情論になつてしまい、この単元の趣旨にそぐわない。読み物資料としては、適切ではないと思う。

きまりが正しいのかどうか、そしてまた、そのきまりを守るべきか否かが争点となるような教材が、ここでは必要である。元さんの行動が正しいかどうかにより替えられているこの教材は、「法やきまりによつて権利は制限されるべきか」ということを考える点においても、不十分あるいは不適切なものと言わざるを得ない。

この資料より、**杉原千畝の話のほうが適切である**。訓令をやぶつた杉原千畝は正しかったか否か、また、その訓令は憲法であつたか否かも考える良き教材だと思う。

「私たちの道徳」では、読み物資料の後にタイミングを計ったように、このページがくる。

一人一人が守るべきものがある

法やきまりは、社会生活に秩序を与え、摩擦を少なくして個人の自由を保障するために作られたものである。私たちも、社会の一員として、法やきまりの意義やそれを守るより良いものに発展させていこう。

古くから

世界の歴史を遡ると、古代ローマがきっかけでつくられ、発展したローマ法は、近代のヨーロッパの法に大きな影響を与え、今日の法の基礎となっている。我が国の各地にも古くから伝わる社会規範があり、人々に尊重されてきた。

「什の疵」(振野)

虚言をいう事は
なりませぬ
卑怯な振舞をしては
なりませぬ
弱い者をいじめては
なりませぬ

虚言はいふ事は
なりませぬ
卑怯な振舞をしては
なりませぬ
弱者をいじめては
なりませぬ

▲江戸時代の余蘆(あし)で、藩主ごとの心構えを伝えた。子供たちは「法の理」を学び、藩主としてかわい人間になるはめ、学問や武術師だ。

この言葉には、強いインパクトがある。

「義務を果たせ。さもなければ権利を主張するな。義務を履行しない権利行使は、単なる『わがまま』だ!」という印象を生徒に与える可能性が極めて高い。

これでは、文章内容でいくら「法やきまりは、個人の自由を保障するために作られたもの」と表現してあっても、「個人の自由の保障は後回し」というイメージを生徒は持つてしまう。**たいへん危険である。**



授業展開：「二通の手紙」

【 導入 】

資料1 「フランス革命：バスチーユ牢獄襲撃」を提示する。



発問1 これは、歴史の授業に出てきたものですが、覚えていますか。

予想される反応

「見たことある。」「フランス革命。」「政治犯がつかまっていた。」など反応はいいはずだ。また、生徒の興味を引くに違いない。

教師の説明 これによって、歴史は大きく変わりました。勉強しましたね。このとき市民の力で法律を変えることができました。

例えば、10分の1税という法律を変えました。はじめは、教会を運営するために、そして聖職者の生計を維持するために、信徒の収入の10分の1を税として教会に納めていました。ところが、その後、教会でなく封建領主が徴収するようになりました。すべての住民に税金として、収入の10分の1を納めさせました。そのころは農産物が主でしたが、それだけでなく家畜などにも課税されるようになりました。(詳しい説明は知らない。)

おかしいでしょ。おかしいと思った当時の市民は、おかしい法律を自分たちの手で変えていったんだね。

自分たちの権利を守るために、行動したんだよ。

そこで今日は、一人ひとりの権利を守るためには、どうしたらいいのか勉強したいと思います。

【 展開 】

補助発問1 「しっかりと」とありますがありますが、このとき女の子は、どんな気持ちだったのでしょうか。

元さんが、きまりを破ったきっかけとなる部分だから、姉の弟に対するやさしさと決意の強さを読み取らせた。



予想される反応 「弟のためにがんばるぞ。」「今日は絶対入園する。」

教師の説明 元さんは、きまりを簡単に破るような人ではなかった。でも、みんなが言うように、この子の決意に圧倒されたのかもしれないね。また、〇〇さんが言うように、弟を思う姉の心の優しさに感動したのかもしれない。

また、これまで二人の様子を気にとめていたから、少ない会話だけれど、女の子の気持ちを十分理解できたんだと思う。簡単にきまりを破ったわけではないよね。

その落胆ぶりは、見ても気の毒なくらいだったよ。「このまま職場を去ったら、何を楽しみに生きていこうかねえ」元さんのいつもの口癖だった。しかし、それまでの勤勉さと真面目さをかわれて、退職後も引き続き臨時で働かしかい、という話がもちよ上がったんだ。元さんの生きがいが、またまたたつていうわけだ。確か学校が春休みに入った頃だ。きつと、毎日終了間際に、決まって女の子が弟の手を引いてやって来たんだ。小学校三年生くらいの子なんだよ。弟の方は、三、四歳といったところかな。いつも入場門の欄の所に身を乗り出して園内をのぞいていたんだ。時々弟を叱つてのぞかせてやったりしてね。そんな様子がほほ笑まして俺と元さんは顔を合わせて眺めていたよ。いつもの姉弟が現れた。何だかいつもと様子が違う。「おじちゃん、お願ひします」

「もう終わりでしょ。それにこは、小さい子はおうちの人が一緒じゃないと入れないんだ」

「でも……これですつと入れると思つたのに……。キリンさんやゾウさんに会えると思つたのに……。今日は弟の誕生日だから……。だから見せてやりたかつたのに……」

今にも泣き出さんばかりの女の子の手には、「しっかりと」大園料が握り締めてられていた。何か事情があつて、親と一緒に来れないということは察しが付いた。「そうか。そんなにキリンやゾウに会いたかつたのか。よし、じゃ、おじさんが二人を特別に中に入らせてあげよう。お代わり、なるべく早く見て戻るんだよ。もし、出口が分からなくなつたら係の



補助発問2 「何度も何度も」とありますがこのとき元さんは、どんな気持ちだったのでしょうか。

元さんの気持ちは、ひとつではないことを読み取らせた。きまりを破った行為と子ども達の夢を叶えてあげた行為に対する葛藤を指摘したい。



予想される反応 「自分の行為は間違いではなかった。」「二人が楽しそうで良かった。」

人を探して、教えてもらえない。おじさんはそこで待つていからかねえ」

入園時間も過ぎていた。しかも小学生以下の子供は、保護者同伴でなければならぬという園の規則を元さんが知らないはずがない。けれども、何日も二人の様子を見ていた元さんだった。元さんのそのときの判断に俺も異存はなかった。

二人を中に入れた元さんは、雑務を済ませてすぐに出口の方に戻った。

「御来園のお客さまに閉園時刻のお知らせをいたします。五時をもちまして当園出口を閉門いたします。本日は、中央動物園に御来園、誠にありがとうございました。またのお越しをお待ち申し上げます。」

閉門十五分前の園内アナウンスだった。別れの曲が流れ、園内の人々は足早に出口へと向かう。出口事務所の前で待っていた元さんは、さっさから何度も自分の腕時計と、歩いてくる人々に完全に視線を向けていた。

閉園時刻の五時、どうとう人の流れが止まり、もう誰も出てくる気配はない。今にも門は閉ざされようとしている。それからが大変だった。出口の担当職員に二人の姉弟を入場させたいきざつを告げ、各部署の担当職員に内線電話での連絡が行き渡つた。園内職員を呼んで、共に二人の子供の捜索が始まつたのだ。

十分、二十分、刻々と時間は経過する。事務所の中、祈るような気持で元さんは連絡を待った。一時間もたつたらどうか、うつすらと辺りが暮れかかつた頃、机の上の電話のベルが鳴つた。

「見付かつたか」

園内の雑木林の中の小さな池で、遊んでいた二人を発見したとの報告だった。

数日後、事務所へ元さん宛てに一通の手紙が届いた。

その手紙を元さんは何度も何度も繰り返し読んでいた。そして俺にも読んで聞かせてくれたんだ。

教師の説明 元さんが、きまりを破ったことに対して後悔をしていたことは二人を捜索していた描写でよくわかるね。ただ、この場合、きまりを破ったんだけど、女の子の気持ちを大切に自分の行為に誇らしい思いも持っていたんじゃないだろうか。

だから、何度も何度も読み返しながら、自問自答していたんじゃないだろうか。自分の判断が正しかったのかどうかと。

中心発問 「晴れ晴れとした」とありますがこのとき元さんは、どんな気持ちだったのでしょうか。

「元さんの無責任な判断」「万が一事故」という表現からきまりは守るべきということを意図した内容である。机の上に並べた手紙は、二通だったことに注目させ、母親の手紙を思い出させたい。



ところが、喜びもつかの間、元さんは上司から呼び出された。しばらくして、戻ってきた元さんの手には、また一通の手紙が握り締められていた。それは、「懲戒処分」の通告だった。今度の事件が上の方で問題になっていたのだ。元さんは愕然とした。それにしても……悔はじめても納得いかなかった。あんなに自分の子たちも母親も喜んでくれたじゃないか。それにこの従業員だって、みんな協力的だった。それなのに何でこんなことになるんだ。

元さんは、二通の手紙を机の上に並べて置いた。そしてそれを見比べながらこう言った。「佐々木さん、子供たちに何事もなくてよかった。私の無責任な判断で、万が一事故にでもなっていたらと思うと……」この年になって初めて考えさせられることばかりです。この二通の手紙のお陰です。また、新たな出発ができそうです。本当にお世話になりました。」

元さんの姿に失望の色はなかった。それどころか「晴れ晴れとした」顔で身の回りを片付け始めたのだ。

その日をもって元さんは自ら職を辞し、この職場を去って行ったんだ。

今日のようなことがあると、元さんのあの日の言葉がよみがえってくるんだよ。

佐々木は、窓越しに園内を眺めながら最後の言葉をつぶやくように言った。「御米園のお客さまへ、閉園時刻のお知らせをいたします。……」

ちようどそのとき、退園を促す園内アナウンスが流れ始めた。

予想される反応 「事故がなくて良かった。」「良いことをしたんだから後悔はない。」など、きまりを守ることの是非に関する反応は少ないと思う。

元さんのこの時の気持ちを読み取らせながら、**きまりを守ることの是非**という視点で生徒の思いを今一度確かめたい。

教師の説明 元さんがきまりを守って時間通りに閉園したら、元さんは、どんな気持ちだったんだろう。元さんは、子どもらの夢を大切にするために、きまりを破ったことに後悔はなかっただろうと先生は思う。と同時に、きまりを破ったことへの責任も強く感じていたはずだ。だから、懲戒処分も喜んで受け入れたんじゃないだろうか。

そして、元さんが感じている、きまりを破った責任とは、単にきまりそのものを破ったというよりも、きまりを破ることで子どもらが危険にさらされたことに対する責任ということだったんじゃないだろうか。

その点、君らは、どう考えるだろうか。

ところで、今日は最後にこの資料を見てもらいたい。

【 終末 A 】

資料 「きまりは誰のためにある？深夜の赤信号」を提示する。



発問1 ここに「深夜の赤信号」と題された一枚の写真があります。あたりには車もいません。そして誰も歩いていません。あなたは信号が青になるまで待ちますか。

予想される反応 「絶対、待つ！」「誰もいないんだから渡る。」「う～ん、ちょっとためらうなあ。」「ためらうけど、渡る。」

発問2 この場合、どうしたらいいんでしょう。信号が青になるまで待つべきでしょうか。あるいはまた、待つ必要なんかないと思いますか。どうですか。

予想される反応 「絶対、待つべき！」「誰もいないんだから、渡るべきだよ。」「渡っても誰にも迷惑かからないんじゃない。」「ためらうなあ。けど、自分は渡ると思う。」

発問3 それでは、それぞれの主張の根拠を発表し合い、どうすべきか話し合しましょう。

予想される反応 「信号無視は法律違反だろ。だから絶対、待つ!」「誰もいないんだから、堂々と渡るね、それが権利だから。」「う～ん、権利か。権利といわれるとむずかしいなあ。信号って何のためにあるんだろ。」「安全安心だろ?」「そうなると、今の場合、安全だから渡っていいんじゃないの?」

教師の説明 確かに、道路交通法施行令第2条「赤色の灯火・・・歩行者は、道路を横断してはならない。」に違反しますね。でも、この場合、この法律の内容は適切なんではないでしょうか。

道路を渡ろうとする自由は、信号によって制限されています。この場合「義務」とは、道路交通法施行令を守ることです。「権利」は道路を渡る自由です。

義務を優先すべきでしょうか。権利を優先すべきでしょうか。

はたして、深夜誰もいない場合でも信号を守る必要があるのでしょうか。道路交通法施行令第2条に従うとすれば、深夜誰もいない状態でも赤信号では道路を横断してはならないということになります。これ正しいと思いますか。

「悪法は法にあらず」として、信号無視をする人もいますが、わかるような気がします。君らはどうでしょうか。

ところで、「悪法は法にあらず」という言葉もありますが、「悪法も法なり」という考え方もあります。

悪法も法なりとすれば、深夜誰もいなくとも赤信号で道路を横断すれば、法に違反します。よくありませんね。

ですから、**自治体の中には、深夜に歩行者用信号を消しているところもあります**。順法精神に富む住民が多かったんでしょうね。まじめな住民が不適切と思われるきまりに縛られないように配慮したんですね。「悪法も法なり」とすれば、悪法そのものを変えようとした結果でしょう。信号無視をせずに道路を渡ることができる、すばらしい取り組みだと思います。

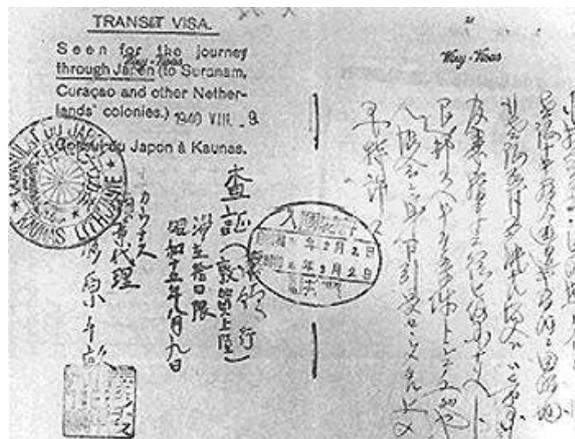
いったい、法やきまりというのは、何のためにあるんでしょうね。あるいは、誰のためにあるんでしょうね。授業は、ここで修了ですが、今後、いろんな場面で「深夜の赤信号」のように、モヤモヤとする場面が必ず出てきます。その時には、しっかり考えてみましょう。法やきまりは、何のためにあるのか。あるいは、誰のためにあるのか・・・。

(間)

本日の授業は、以上です。

【 終末 B 】

資料「杉原千畝：六千人の命のビザ」を提示する。



発問 1 以前「6千人の命のビザ」を学習したのを覚えていますね。これはその資料です。



VTR「その時歴史が動いた6000人の命を救った外交官：杉原千畝の決断」を使用。

	児童(?)の活動	授業者の発問と支援	予想される児童の反応
10分	・20:55～26:40 (外務省への打電) を見て、杉原千畝の気持ちを考える。	「ユダヤ人の命を救おうとした思いが外務省に届かないため、何度も訓告を出してくれるよう要請した千畝の気持ちは、どのようなものだったろうか。」	<ul style="list-style-type: none"> ・このままではナチスに殺される。 ・なぜわかってくれないのだろうか。
10分	・30:40～33:07 (ビザ発給) を見て、杉原千畝の気持ちを考える。	<p>「外務省の方針に従わず、ユダヤ人の命を救おうとした千畝に、迷いはなかったんだろうか。」</p> <p>・国策に従わねばならない外交官の使命と、人間としての良心のはざ間で悩む、千畝の気持ちを話し合わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国の命令にそむいていいのか。 ・自分や家族の命も危うくなるんじゃないだろうか。 ・命を救うほうが何より大切だ。
5分	・34:49～36:45 (再会) を見て、杉原千畝の気持ちを考える。	「自分の行為によって命が救われた人々と再会できた時、千畝はどんな気持ちだったろうか。」	・自分の判断は間違っていなかった。
25分	・37:05～38:16 (外交官への質問) を見て、千畝の判断の是非を考える。	<p>「みなさんは、千畝のような立場になったことはないですか。そうした体験から千畝のような判断ができるかどうかを話し合ってみましょう。」</p> <p>・グループで話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体験談から：命は何よりも大切だ。迷う必要はない。 ・きまりに従うかもしれない。

その授業以来、君たちは、杉原千畝についてどんな印象を持っていますか。

予想される反応 「命をかけてたくさんの人を守った。」「人の命は国が違ってても大切だと言っていた。」「同じ人間だから助けるのは当然。当たり前の方ができた人。」

発問2 ビザを発給することは、きまりを破ること（「つくる会」系の人には異論を唱えているが・・・）でした。あなたが千畝の立場だったら、同じことができますか。

予想される反応 「いくら、きまりでもユダヤ人が殺されるのをわかっているからビザを発給する。」「写真の様子を見たら、何かしてあげたいと思うはず。」「千畝は、きまりを変えるよう日本政府に要望していた（「つくる会」系の人には異論を唱えているが・・・）らしいから、自分も間違っなきまりは変える努力をすると思う。」「きまりを守ると思う。だから、ビザは発給しない。なんか怖いから。」

発問3 杉原千畝にとって、ビザを発給しないことがきまりを守ることでした。それが義務でした。これに対して、ビザを発給し6千人の命を守ることを千畝は決断しました。つまり、きまりを破った（「つくる会」系の人には異論を唱えているが・・・）わけです。きまりを破ることは悪いことと言えるでしょうか。どう思いますか。

予想される反応 「きまりが大切なんじゃなくて、何かを大切にするためにきまりがあるんだから、この場合、命を大切にできないきまりには従うべきではない。」「きまりそのものを見直すべきだわ。」

教師の説明 悪法も法なりという考え方からすると、法に違反することはよくありませんね。

でも、悪法は法ならずという考え方もあります。つまり、間違っなきまりには従う必要はないという考え方です。

いったい、法やきまりというのは、何のためにあるんでしょうね。あるいは、誰のためにあるんでしょうね。授業は、ここで修了ですが、今後、みなさんにも杉原千畝さんのように、どちらかを選択しなければならない場面が必ず出てきます。その時には、しっかり考えてみましょう。**法やきまりは、何のためにあるのか。そして、誰のためにあるのか・・・。**

（ 間 ）

本日の授業は、以上です。